

揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止等について

平成23年4月
国 税 庁

揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ℓ）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ℓ）が適用されることとなります。その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります。

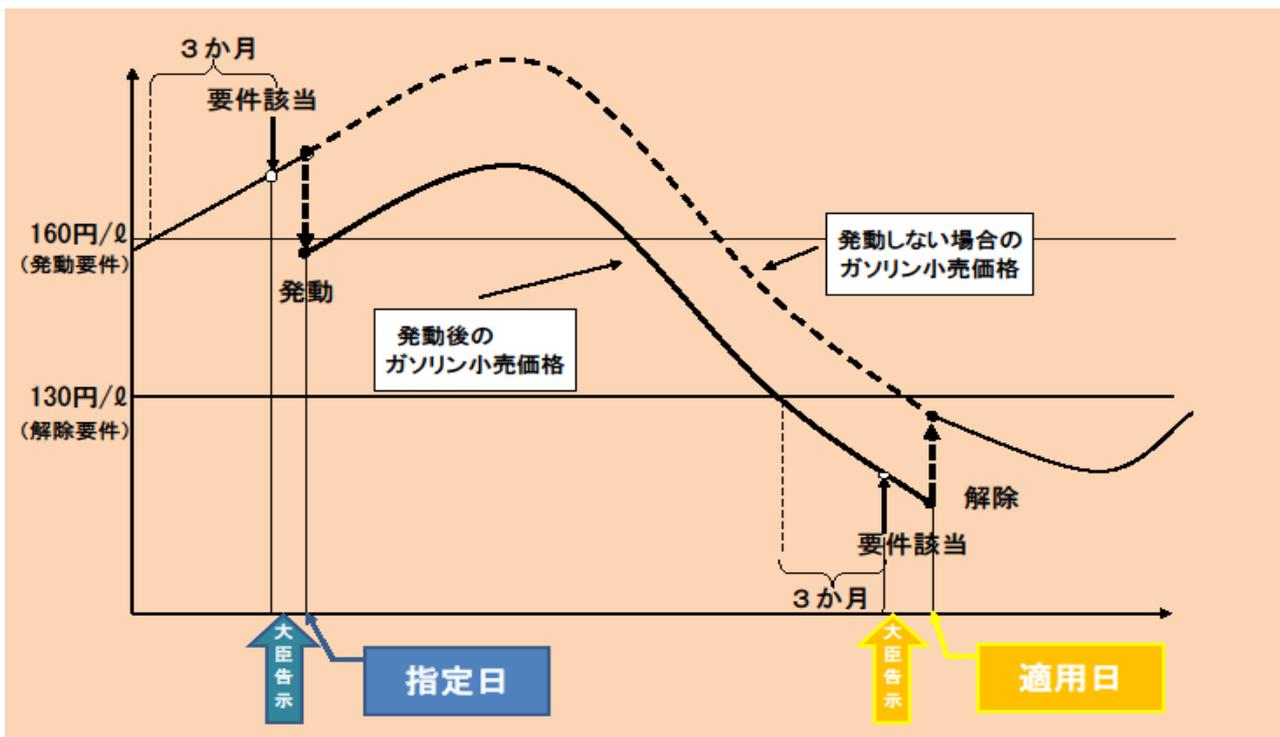
ただし、本制度は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条により、「別に法律で定める日までの間」、その適用が停止されています。

（注） 「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格（消費税及び地方消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。

I 関係法令

- ・ 租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）第88条の8・第89条
- ・ 租税特別措置法施行令 第46条の18～第46条の28
- ・ 租税特別措置法施行規則 第37条の8～第37条の11
- ・ 揮発油税法（以下「揮法」といいます。）第9条
- ・ 地方揮発油税法（以下「地揮法」といいます。）第4条
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条

II 揮発油の平均小売価格のイメージ



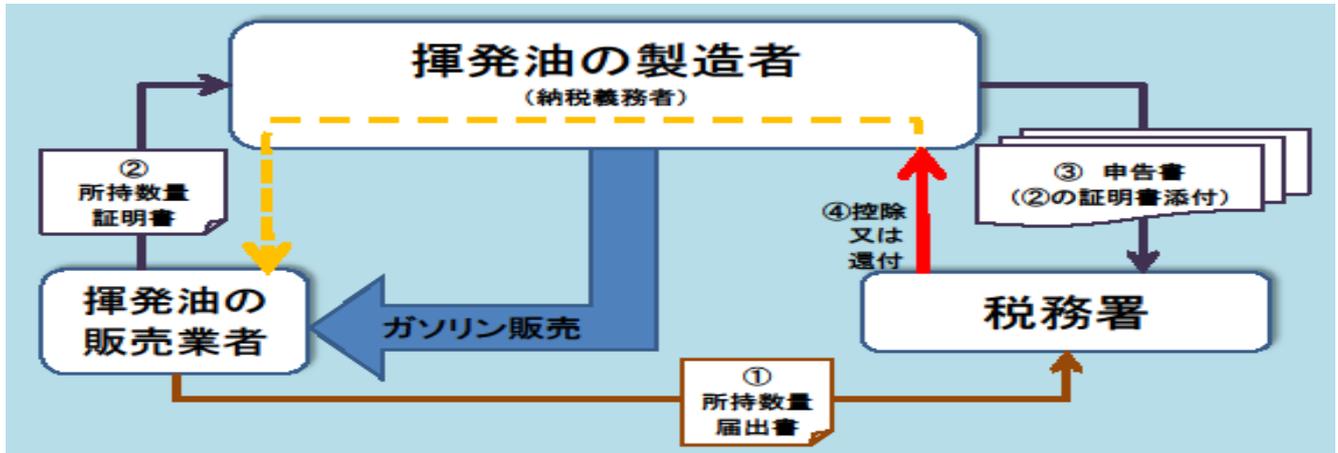
（注1） 「指定日」とは、揮発油の平均小売価格が連続する3か月において、いずれも160円を超えた旨を財務大臣が告示した日の翌月の初日をいいます。

（注2） 「適用日」とは、揮発油の平均小売価格が連続する3か月において、いずれも130円を下回った旨を財務大臣が告示した日の翌月の初日をいいます。

Ⅲ 特例税率の適用停止に伴う手持品控除

本制度が発動された場合には、指定日以後、揮発油税法及び地方揮発油税法の本則税率が適用されることとなります（租特法 89①、揮法 9、地揮法 4）が、揮発油の販売業者の手持在庫となっている揮発油には、高い特例税率が適用されています。

そのため、揮発油の販売業者が指定日に販売のため所持する揮発油（灯油を除く。）の数量を税務署に届け出るとともに揮発油の製造者に証明することにより、揮発油の製造者は、特例税率と本則税率との差額（揮発油税超過額）について控除（又は還付）を受けることができます（租特法 89④）。



揮発油の販売業者の手続	揮発油の製造者の手続
① 貯蔵場所ごとに作成した所持数量届出書を、所轄税務署に提出（指定日以後 1 か月以内） ② 複写で作成した所持数量証明書を、揮発油の製造者に交付	③ 所持数量証明書を基に揮発油税超過額を計算し、この計算書と所持数量証明書を添付した申告書を、製造場の所轄税務署に提出（指定日の属する月の翌月以後 3 か月以内）

Ⅳ 特例税率の適用再開に伴う手持品課税

本制度が解除された場合には、適用日以後、揮発油の製造場から移出される揮発油には揮発油税等の特例税率が適用されることとなります（租特法 89②、88 の 8）が、揮発油の販売業者の手持在庫となっている揮発油には、低い本則税率が適用されています。

そのため、揮発油の販売業者が適用日に販売のため所持する揮発油（灯油を除く。）については、揮発油の販売業者を納税義務者として、本則税率と特例税率との差額の揮発油税等が課されることとなります（租特法 89⑩）。

(1) 手持品課税の対象者

揮発油の製造場又は保税地域以外の場所で、揮発油を販売のため所持する販売業者又は製造者

(2) 課税最低数量

10 キロリットル（灯油を除く。）（注）2 以上の貯蔵場所で所持する場合には、合計数量で判定。

(3) 申告期限

適用日以後 1 か月以内（租特法 89⑱）

(4) 納期限

適用日以後 6 か月以内（租特法 89⑳）

Ⅴ 照会窓口等

本制度についてお分かりにならないことがありましたら、下記までご連絡ください。

- 東京国税局（消費税課諸税第 3 係） Tel (代表) 03-3542-2111（内線 3081）
- 大阪国税局（消費税課諸税第 3 係） Tel (代表) 06-6941-5331（内線 2932）